

枚方市登録文化財に関する要綱

令和 2 年 3 月 31 日制定
枚 方 市 要 綱 第 33 号

(目的)

第1条 この要綱は、市の区域内に存する文化財のうち、保存及び活用の必要があると認めるものを枚方市登録文化財として登録することにより、市民の郷土への理解と愛着を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 次条第1項の規定による登録の対象となる文化財は、枚方市文化財保護条例（平成5年枚方市条例第27号。以下「市条例」という。）第2条第1号に規定する文化財のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）又は市条例に基づき指定又は登録されたもの以外のものとする。

(登録)

第3条 市長は、前条に規定する文化財のうち、第1条の目的を達成するために必要と認めるものを、枚方市登録文化財台帳に登録することがある。

- 2 市長は、前項の規定による登録（以下「登録」という。）をしようとするときは、必要な調査を行うものとする。
- 3 市長は、登録をしようとするときは、所定の同意書により当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者等（以下「所有者等」という。）の同意を得るものとする。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。
- 4 市長は、登録をしようとするときは、あらかじめ枚方市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、登録をしたときは、所有者等に対し、所定の登録書を交付するものとする。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

(管理)

第4条 市長は、登録を受けた文化財（以下「市登録文化財」という。）の管理について、その所有者等に必要な助言をすることがある。

- 2 市登録文化財の保存及び管理に係る費用は、所有者等の負担とする。
- 3 市登録文化財の所有者は、専ら自己に代わり当該市登録文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任したときは、所定の届出書により市長に届け出るものとする。管理責任者を解任した場合も、また同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(現状変更等の届出)

第5条 所有者等又は管理責任者は、市登録文化財が次のいずれかに該当するときは、所定の届出書により市長に届け出るものとする。

- (1) 開発行為、修理等に伴い現状を変更するとき。
- (2) 所有者等に変更が生じるとき。
- (3) 所在の場所を変更するとき。
- (4) 全部又は一部が滅失し、損傷し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- (5) 第3条第5項の登録書の記載事項に変更が生じたとき。

(活用)

第6条 市長は、市登録文化財を広く市民へ周知し、公開等の活用に努めるものとする。

(保存)

第7条 市長は、市登録文化財の保存のため必要があると認めるときは、市登録文化財について、記録の作成、助言その他保存のための適切な措置をとることがある。

(登録の抹消)

第8条 市長は、市登録文化財が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することがある。

- (1) 維持管理が不可能と認められるとき。
- (2) 著しくその価値を失ったとき。
- (3) 第2条に規定する文化財でなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めたとき。

2 第3条第4項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

3 市長は、第1項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を所定の通知書によりその所有者等に通知するものとする。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

4 市登録文化財の所有者等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに第3条第5項の登録書を市長に返還しなければならない。

(様式)

第9条 この要綱において使用する同意書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に効力を有する教育委員会が定めるところにより行われた同意その他の行為は、この要綱の規定により行われた同意その他の行為とみなす。